

発議案第4号

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年6月18日

提出者	上越市議会議員	大島洋一
同	同	山田忠晴
同	同	櫻庭節子
同	同	栗田英明
同	同	江口修一
同	同	近藤彰治
同	同	橋爪法一

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

また条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっています。

さらに条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められます。

さらに、2017 年 12 月、ノーベル平和賞が核兵器廃絶を訴えてきた NGO 団体 ICAN に授与され、被爆者も受賞演説を行いました。このことは、国連での多数派というだけでなく、広く国際社会でも核兵器廃絶の声が大きく広がっていること、これからも広がることを示しています。

また、上越市は、平成 7 年 12 月 20 日に「非核平和友好都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と恒久平和の確立を強く願っています。

よって、国会並びに政府におかれては、下記事項を実施されるよう求めます。

記

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を調印すること。
- 2 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合および再検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 18 日

上 越 市 議 会